官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一四）　五
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（一五）　三
○農林中央金庫法の一部を改正する法律（一六）　三
○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（一七）　四
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律（一八）　三
○旅券法の一部を改正する法律（一九）　三
〔政　令〕
○地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（一五五）　三
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五六）　三
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五七）　三
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五八）　三
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五九）　三
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六〇）　三
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（一六一）　三
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（一六二）　三
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一六三）　三
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一六四）　三
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一六五）　四
○漁業法施行令の一部を改正する政令（一六六）　四
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四六）　四
〔府令・省令〕
○農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　四
〔省　令〕
○公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　四
〔規　則〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（国家公安委八）　四
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（同九）　四
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（同一〇）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（同一一）　四
〔法規的告示〕
○令和三年内閣府告示第七十九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の一部を改正する件（内閣府六九）　三
○令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）を廃止する件（国家公安委二〇）　四
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を改正する件（同二一）　四
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）を廃止する件（警察庁一）　四

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。